

# 令和7年4月1日から義務化された主な基準等について

## 1.業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる必要があります。業務継続計画未策定の場合、基本報酬が減算となります。

また、感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないとされていましたが、令和7年3月31日で終了となりました。

※居宅介護支援、介護予防支援における減算適用については1年間の経過措置がありましたが、令和7年3月31日で終了となりました。

## 2.身体拘束廃止の取り組み

身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を講じることが義務付けられます。措置が講じられていない場合、基本報酬が減算となります。

※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、1年間の経過措置がありましたが、令和7年3月31日で終了となりました。

### ▶ 3.介護職員等処遇改善加算

経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)が設けられていましたが、令和7年3月31日で終了となりました。

### ▶ 4.書面掲示の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム上）に掲載・公表することが令和7年4月1日から義務付けられました。